

「ハワイ人問題事務局」(OHA)

1978年のハワイ州憲法会議によって設立された「ハワイ人問題事務局 (the Office of Hawaiian Affairs)」(OHA)は、割譲地から得られる収益をハワイ人の生活改善のために管理運用する権限を有する。「割譲地」とは、ハワイ王国時代の王室直属領と政府所有地を合わせたもので、王朝転覆後、時の統治体の手を幾つか経た末に、1959年のハワイ州誕生の際、合衆国とハワイ州の管理下に置かれることになった土地である。「州制施行法 (the Admission Act)」により、割譲地から得られる収益は、州の5つの目的のために供されることとなり、そのうちの1つが先住ハワイ人の生活改善であったため、割譲地から得られる収益の20%がOHAへの割当とされた。OHAは、民間の主権回復運動体とは比べものにならないくらいの巨額の資金を運用する組織であり、文化・経済・政治におけるハワイ人の主権の回復に向けて重要な役割を果たす機関である。

OHAが他の民間団体と同様に主権回復運動体として見なされるのは、公的機関でありながら州政府から半ば独立した立場を有するためである。奇妙なことであるが、州の機関であるOHAは1980年代中頃より州政府に対して繰り返し訴訟を起こしてきた。1983年のモロカイ島の割譲地における砂土採掘問題に端を発する80年代の一連の訴訟は、ホノルル国際空港、ホノルル港、アロハ・タワーを中心とする再開発地区など、割譲地に建設された各施設から得られる収益の20%を要求するものであった⁽¹⁾。

1990年代に入ってから割譲地を巡るOHAと州政府との間の訴訟は続き、1994年にはOHAと4人の原告が州の割譲地売買を禁じる訴訟を起こした。2002年の巡回裁判所は原告の訴えを退けたが、2008年のハワイ最高裁は先の判決を翻して、1993年にクリントン大統領が署名した「謝罪決議」により州は割譲地の売買ができないとの判決を下した。ところが、州政府が合衆国最高裁に上告すると、2009年3月、同最高裁は州最高裁の判決を覆して「謝罪決議」にはハワイ州から割譲地の譲渡権を剥奪する効力がないとした⁽²⁾。

ハワイ人、特に主権回復運動家の間では、このように割譲地を巡って州政府と対立するOHAに対して、評価は大きく2つに分かれる。自らの組織を維持するために割譲地の収益を得ることに固執する官僚組織にすぎないと見なす者がいる一方で、ハワイ人の主権回復に向けての強力な装置であり欠かすことのできない組織と考える者もいるのである。

先住ハワイ人主権住民投票

王朝転覆100周年に沸いた1993年、ハワイ人知事ジョン・ワイヘエによって「ハワイ人主権顧問委員会 (the Hawaiian Sovereignty Advisory Commission)」が立ち上げられた。翌年、同委員会は「ハワイ人主権選挙審議会 (the Hawaiian Sovereignty Elections Council)」へと再編され、「先住ハワイ人主権住民投票 (Native Hawaiian Sovereignty Plebiscite)」の準備に取りかかることになる。この投票は、ハワイ人政府の樹立を検討する会議を開催するか否かをハワイ人に対して問うものであった。

州政府の顧問委員会設立以降の動きは、様々な立場や意見のある主権回復運動を一本化することを狙ったものであり、OHAが主権選挙審議会を財政面で支援した。この選挙を支援することによって、OHAは、連邦政府や州政府と対等に交渉できる自治組織へと生まれ変わる可能性を探っていたとも言える。民間の主権回復運動体の多くは、この州政府主導の住民投票に激しく反発した。なぜなら、選挙で賛成票が多数を占めれば、その後の主権回復運動はOHA中心に進んで行くことになり、反対票が多数を占めれば主権回復運動そのものが否定されることになるからである。

こうして1996年、8万人以上のハワイ人に投票用紙が郵送されて住民投票が行われ、約3万票が回収された。結果は、賛成票22,294(73%)、反対票8,129(27%)であったが、投票率が40%未満であり、投票権のあるハワイ人のうち会議の開催に賛成した者は30%未満にすぎない。開票後、OHAを中心とする住民投票推進派とカ・ラーファイ・ハワイイを中心とする住民投票反対派は、それぞれの立場から自分たちの勝利を宣言した。結局、その後の反対派のネガティブ・キャンペーンや住民投票自体が抱える憲法上の問題もあって、会議の構想は頓挫した。

問題としての多様性

主権回復運動家が目指す主権の形態は、「国家内国家」や「州内州」、米国と自由連合盟約を結んでの独立、国連支援を受けての完全独立、ハワイ王国の復活など、様々である。確かに、主権回復はハワイ人にとって重大な問題であるが、彼らの全てが、国家内国家であれ王国復活であれ、運動家の唱える主権の回復に賛同するわけではない。1893年の王朝転覆以降ハワイ人が被った不利益に対して何らかの補償があってしかるべきだと考えるハワイ人は多いが、その思いが運動家の唱える主権回復へと必ずしも結びついていないのが実情だ。このハワイ人のサイレント・マジョリティの存在は、1990年代中頃からすでに指摘されていた。彼らの多くにとって、ハワイ人の主権回復とはハワイの分離独立を目指す過激な思想に他ならず、納得のいく経済政策が提示されない限り、到底賛同することのできないものであった⁽³⁾。

現在のハワイ人の主権回復運動は、それぞれのリーダーのもとと大小数多くの団体が乱立している。各運動体を連合しようとする動きはあるものの、連携を取り合って全体で一致団結するのはなかなか難しくそうである。ハワイ州50周年記念コンファレンスで州知事はハワイの長所をその多様性に求めたが、こと主権回復運動については虹色の多様性はとても謳えそうにない。1980年代から1990年代にかけては、「主権」と叫べば何かが変わると信じられ、叫ぶことで確実にハワイ人を取り巻く状況が変わった時代であった。21世紀も最初の10年が終わろうとする今、「主権」概念の持つ多元性とそれから導き出される主権回復戦略の多様化が、乗り越えなければならない問題としてハワイ人の前に立ち上がっていると見える。

[注]

- (1) *Ka Wai Ola O OHA*, June, 1991, pp.11-12.
- (2) "OHA files brief with U.S. Supreme Court" http://www.oha.org/index.php?option=com_content&task=view&id=815&Itemid=224
- (3) *Honolulu Weekly*, vol.4, no.32, August 10, 1994, p.4.